平成２１年（フ）第４２６１号
札幌市東区北20条東12丁目３番１―201号
債務者　水元　亜希（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８４号
北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地の12グレースハイツA105号
債務者　沖津　寿子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０８号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目９番地11
債務者　川井　敦子（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１１号
北海道石狩市花川南４条１丁目16番地
債務者　久保田美知子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３１号
札幌市白石区南郷通７丁目南２番17号　アーリーハウス201号
債務者　兒玉　政雄
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６６号
札幌市中央区南11条西13丁目２番22号　メゾンファミリア202号
債務者　甲斐由佳里
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４号
北海道上川郡和寒町字西町196番地
債務者　芝井　美保
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第３５号
北海道名寄市東３条南１丁目21番地１
債務者　田村　圭一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第2号
群馬県藤岡市藤岡1034番地11
債務者　石田　仁治
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第3号
群馬県藤岡市藤岡1034番地11
債務者　石田眞由美（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１０号
群馬県高崎市吉井町長根1435番地　エクセレントA―203号
債務者　前原　利行
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５４９号
埼玉県熊谷市妻沼578番地２　ロイヤルコーポ寿Ⅱ201号
債務者　宮本　昌治
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７０号
千葉県匝瑳市東小笹3177番地
債務者　伊藤　哲雄
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７２号
千葉県山武郡芝山町岩山2363番地17
債務者　土屋征四郎
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第８８８号
神奈川県小田原市久野2391番地の４
債務者　菜原　優子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２２号
新潟県燕市新生町131番地　県営住宅522号、前住所新潟県燕市三王渕1059番地13　グリーンオアシスみな川101号
債務者　諸橋　久子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２３号
新潟県三条市北入蔵２丁目６番45号
債務者　小林登美子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第５７０号
静岡県沼津市下香貫牛臥3004番地の２　コーストビラ牛臥101、前住所静岡県沼津市西島町７番２号
債務者　芹澤　則子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係